

自動車運送事業者等以外の事業者に係る自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のための計画の提出方法等を定める命令の一部を改正する命令

○内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号（令和四年十一月二十八日）

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措 を改正する命令を次のように定める。の事業者に係る自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のための計画の提出方法等を定める命令の一部自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措 を改正する命令を次のように定める。 の事業者に係る自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のための計画の提出方法等を定める命令の一部

自動車運送事業者等以外の事業者に係る自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のための計画の提出方法等を定める命令の一部を改正する命令

自動車運送事業者等以外の事業者に係る自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のための計画の提出方法等を定める命令（平成十四年内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省国土交通省、環境省 令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるものように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
<p>（対象自動車を使用する事業者による計画の提出）</p> <p>第一条自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（以下「法」という。）第三十三条（法第四十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を除く。第三項において同じ。）の規定による計画の提出は、第一号から<u>第三号</u>までに掲げる事項及び第四号から第六号までに掲げる事項のうち特定事業者（法第三十四条に規定する特定事業者をいう。以下同じ。）が実施することとして選択した措置に係るものにつき定めた計画を、三年から五年程度の計画期間ごとに提出することにより行わなければならない。</p> <p>一～三（略） （削る）</p> <p>（削る）</p> <p>四（略） （削る）</p> <p>五・六（略）</p> <p>2 前項第四号から第六号までに掲げる事項</p>	<p>（対象自動車を使用する事業者による計画の提出）</p> <p>第一条自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（以下「法」という。）第三十三条（法第四十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を除く。第三項において同じ。）の規定による計画の提出は、第一号から<u>第五号</u>までに掲げる事項及び第六号から第九号までに掲げる事項のうち特定事業者（法第三十四条に規定する特定事業者をいう。以下同じ。）が実施することとして選択した措置に係るものにつき定めた計画を、三年から五年程度の計画期間ごとに提出することにより行わなければならない。</p> <p>一～三（略）（削る） 四 嘘</p> <p><u>四</u> 特定自動車に係る自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の排出</p> <p><u>五</u> 前号に掲げる排出量の目標</p> <p><u>六</u>（略）</p> <p><u>七</u> 特定自動車に対する排出ガス低減装置の装着に関する計画</p> <p>八・九（略）</p> <p>2 前項第五号から第九号までに掲げる事項</p>

<p>に係る目標年次は、計画期間が満了する年次とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(定期の報告)</p> <p>第二条 法第三十四条（法第四十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を除く。次項において同じ。）の主務省令で定める事項は、前年度における<u>第一号</u>に掲げる事項及び<u>第二号</u>から<u>第四号</u>までに掲げる事項のうち特定事業者が実施することとして選択した措置に係る事項とする</p> <p>一 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>二 (略)</p> <p>(削る)</p> <p><u>三・四</u> (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>に係る目標年次は、計画期間が満了する年次とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(定期の報告)</p> <p>第二条法第三十四条（法第四十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を除く。次項において同じ。）の主務省令で定める事項は、前年度における<u>第一号</u>及び<u>第二号</u>に掲げる事項並びに<u>第三号</u>から<u>第六号</u>までに掲げる事項のうち特定事業者が実施することとして選択した措置に係る事項とする。</p> <p>一 (略)</p> <p><u>二</u> 特定自動車に係る自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の排出量</p> <p><u>三</u> (略)</p> <p><u>四</u> 特定自動車に対する排出ガス低減装置の装着の状況</p> <p><u>五</u>・<u>六</u> (略)</p> <p>2 (略)</p>
---	---

附 則

この命令は、公布の日から施行する。